

東京税財政研究センター 会報

NO.122

2022.1.15

発行人 岡田俊明

東京都新宿区百人町1-16-18

センチュリービル2F

TEL 03 (3360) 3871

FAX 03 (3360) 3870

E-mail tzzkc@nifty.com

年頭挨拶

コロナ禍の
きなくささ

理事長 岡田俊明



危険きわ
まりあり
勢なのは、
改正にま
で積極姿

プラス2会合で表明。前
のめりが
ひどい。そ
して憲法
改革にま
で積極姿



新春

2022年元旦

(長野県・松本城)

新年あけましておめでとうございます。

昨年と同じく年末年始に新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大が始まりました。第6波突入です。命にもかかることですので、十分にお気をつけてください。

さて、コロナ禍で財政出動はやむを得ないとしても、それが的確・適切なものは別問題。岸田政権に代わっても、どうしても後手に回るのとは与党体制の問題でしょうか。水際対策が素早かつたかと思えば、帰国予定者の足止めなどで国土交通省が謝罪し方針転換、ところが、米軍基地はノーチェックだったというお粗末さから、沖縄、山口、広島県に感染の急拡大でまん延防止等重点措置、大穴があつたわけかと思うと、对中国では妙に積極的で菅前首相相さえ先送りにしていた「敵基地攻撃能力」に言及し、さっさと日米2

期待していかつたとはいえない。自民党政治の限界があからさまになつてているということでしょう。年末の総選挙結果は残念でしたが、野党の共同が前進したことは大事な点。今年は参議院選挙の年、来年は統一地方選挙です。政治変革に希望をつなぎたいところで

07兆円という膨張を続けて最高レベルに。うち、防衛費（軍事費）がまた突出。1%枠などどこ吹く風、5兆円突破が常態化し、後年度負担（つまりは軍事ローン）がすでに6兆円に近づいています。外交がないがしろの軍拡路線です。これが宏池会の政治なのかとの声も聞こえますが、岸田政権の限界というか、本質なのかもしれません。そういうえば、昨年秋の自民党総裁選挙で、岸田候補は、「新自由主義からの転換」「金融所得課税の見直しなど『1億円の壁』の打破」に言及し、「分配」を強調しましたが、金融所得の見直しではなく、国際公約でもある法人税率の引き上げも先送りしました。税制改正では、「らしさ」はまるで發揮できません。

コロナ禍にあっても、会員の皆様本年も宜しくお願ひします。

ません。

2022年度政府予算案は、1

コロナ禍を跳ね返し第63回「公開講座」開催 会場・ズームで全国から116名参加!

コロナ禍で2020年度春・秋の開催を見送った「公開講座」1年ぶりに様々な障害を乗り越えて昨年11月26日、会場は全労連会館、ZOOMを併用して開催。従来は会場のみの開催のため関東近辺に限られた参加者が、今回はZOOMを活用することによって北は北海道、南は沖縄まで116名余の参加となり大成功に終わりました。

発表は

「インボイス制度導入と当面の実務問題」を岡澤利昭・会員、「デジタル化と税務行政—当局の動向と税理士のスタンスー」について岡田俊明・会員が行いました。いずれも時を待てない緊急性のある課題で、参加者のアンケートでも「良かった。引き続きテーマにしてほしい」「ZOOMを取り入れたことで参加方法の幅が増え良かった」などの声が届いています。ズームによる映像（写真下）



コロナ禍で参加にも様々な困難がある中、遠く沖縄から全労連会館の会場に駆け付けた沖縄の大城謙税理士事務所の伊集盛美さん（写真・右）。沖縄名物「紅いもタルト」を会場の参加者への差し入れとして持参されました。



今回初めてとなったZOOM開催について、若干声が聞きにくいなどの声があり今後に生かされます。このシステム運営については世田谷税経センターの皆さんに大変ご苦労をいただきました。

デジタル社会にマイナンバー

樋山 塞・会昌（文京自治問題研究所理事）

はじめに

新しい年が始まりましたが新たな変異株が見つか
り新型コロナウィルス感染症への不安は依然解消さ
れていません。そんな状況下で経済活動をはじめ國
民のくらしぶりなど社会全体が新たな展開を迎えて
います。脱炭素社会やデジタル社会の構築に向けた
取り組みも大きな課題といえるでしょう。そこでデ
ジタル社会とそのインフラ的役割といわれるマイナ

ンバーについて少し触れてみたいと思います。

デジタル社会

「デジタル社会」の定義づけは難しいですが最近ではテレワークやウェブ会議あるいは電子決済、電子商取引などはその一端でしょうか。行政におけるデジタル化よりも民間レベルでの取り組みが進んでいるようにも見て取れます。(次頁へ)

(前頁より)

こうした中で国は昨年5月にデジタル改革関連法を成立させ9月にはデジタル庁を設置させました。このデジタル改革関連法のひとつであるデジタル社会形成基本法(以下「デジタル基本法」)では「デジタル社会」を「…インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて自由かつ安全に多様な情報又は知識を世界的規模で入手し、共有し、又は発信するとともに、官民データ活用推進基本法第2条第2項に規定する人工知能関連技術、同条第3項に規定するインターネット・オブ・シングス活用関連技術、同条第4項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の従来の処理量に比して大量の情報の処理を可能とする先端的な技術をはじめとする情報通信技術を用いて電磁的記録として記録された多様かつ大量の情報を適正かつ効果的に活用することにより、あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展が可能となる社会…」(デジタル基本法第2条抜粋)と定義づけています。

国は高度情報通信ネットワーク社会を目指して「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」(以下「IT基本法」)を制定(2000年)し、様々な施策を推進してきましたが、デジタル技術の進展や国際社会を含めたデジタル化の動きに対応すべく「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」(2020年12月)を閣議決定しました。デジタル改革関連法はこの方針を踏まえ「IT基本法」を廃止して成立したものです。「デジタル基本法」の施行を見据えて「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(2021年6月)も閣議決定されています。

この計画書は124ページに及ぶもので国・地方における行政のデジタル化に関する方向性が示されています。特徴的なことは国と地方公共団体が一体となって施策を実施していくと同時に官民一体となって進めていくという点があります。これは官民データ活用推進基本法(2016年12月)に基づくものでデジタル社会構築という点ではごく当然のことと思われますが、一方で行政機関がもつ国民の情報を民間企業と共有・利活用という点などは、その運用や手法によっては国民の情報保護の侵害や権利などの制約につながりかねないことも危惧されます。

マイナンバー

マイナンバー制度は、2013年の法律成定以来マイナンバーの活用範囲を拡大しつつ今日に至っています。「デジタル社会の実現に向けた重点計画」ではマイナンバー制度やマイナンバーカードに関わること

が多く示されており、「第3部施策集 I. デジタル社会に必要な共通機能の整備・普及」の項ではマイナンバーカードについて次のように施策が示されています。

①国外におけるマイナンバーカード・公的個人認証サービスの継続利用 ②マイナンバーカードの多機能化の推進 ③コンビニ交付サービスの導入推進 ④マイナンバーカード等を利用してナンバーカード(公的個人認証サービス)の活用促進 ⑥国家公務員身分証のマイナンバーカード一体化の促進 ⑦医療保険のオンライン資格確認の構築 ⑧運転免許証とマイナンバーカードの一体化 ⑨公的個人認証基盤と民間の認証基盤とを連携させる官民のID連携推進、また、最近では新型コロナワクチン接種証明書でも必要とされています。

デジタル社会ではマイナンバーカードは必須という構造を作り上げようとしています。一方では、マイナンバーカードの交付率が国民の40%程度(2021年12月)でしかなく、しかも国が進めたポイント給付などのキャンペーンによる取得も少なくありません。この数字が物語っているように多くの国民がマイナンバーカードの必要性を意識していないことがうかがえます。マイナンバーカード(個人番号カード)は、マイナンバー制度の中のひとつでありマイナンバー(個人番号)は既に全国民に付番されその有用性はともかく行政内部では広く使われています。

そもそもいわゆる「マイナンバー法」の第16条の2では「…住民基本台帳に記録されている者の申請に基づき、その者に係る個人番号カードを発行するものとする」となっており、取得に関してはあくまでも任意となっています。任意のマイナンバーカードを持つか持たないかによって行政上の格差を生じさせることはあってはならないことです。(次頁へ)



(蓼科湖)

(前頁より)

自治体の現状

国はマイナンバーカードの交付率を上げようと健康保険証機能追加やマイナポイント付与、マイナポータルぴったりサービス、特別定額給付金の支給などでカード取得促進を図っていますが、その都度、自治体では問い合わせや来庁者対応など混乱が生じています。

またマイナンバーカード交付のために臨時の休日開庁などを実施する自治体もあります。新型コロナ対策で保健所機能、ワクチン接種、給付金交付など業務量が増え自治体の負担は重くなっている中で、マイナンバーカード交付でも人員を割かれる状態となっています。実際の交付までに数か月かかることがある中で、国はTVスポットなどを盛んに流して取得を呼びかけています。施策のプライオリティや現場の実態を無視した国の動きは理解できない状況と言えるでしょう。

おわりに

デジタル社会が構築されることは避けて通れませんが、デジタル技術の進化により情報の集積・加工・活用がより高度なものとなることで情報（特に個人情報）を支配するものと支配されるものという構図をつくりだすことにならないか慎重にみていくことが求められる2022年ではないでしょうか。

開示資料情報

- 全国国税局課税1,2部長会議
- 全国国税局調査査察部長会議
- 東京局全管徴収統括官会議
- 東京局個人課税統括官会議
- 東京局法人課税統括官会議
- 東京局資産課税統括官会議

* 資料の必要な方は東京税財政研究センターまでお問い合わせください。



安曇野大王ワサビ農場

ここ数年建設関連事業者の税務調査が全国的に集中的に実施されてきた。私が関与した事案は、申告があり所得金額も同業者からみて特別過少とは言えない事案が大部分である。

その選定の裏には、調査着手前に金融機関に反面調査を実施し、収入の計上漏れを事前に把握していることである。

私が対応した直近の事例では、調査官は、事前通知した調査対象3年以外に売上除外を認識していたはずだから調査対象を5年になると主張してきた。これに対し当方は、①納税者は生活実態から概ねの所得金額を算出し手持ちの資料により外注費や諸費用を加算し収入を計上したものであり、仮想隠ぺいの事実は全く存在しなく、重加の対象になり得ないので、5年遡及は不当である、②調査官の主張は結論ありきの「誘導尋問」であり、当局の「質問応答記録書の手引き」で禁止されており問題がある、③調査官が違法性のある調査着手前の金融機関への反面調査の実施を公然と認めていることは通則法の調査手続き違反しており容認できない、④所得金額の算定は当事務所による「資産負債調べ」による金額を認容するなら修正申告に応じる旨主張した。

その後、担当調査官の対応は一切なく、統括官との問答になった。結果は、重加対象にはしない、所得算定は当事務所の算定額を認容することで決着した。

この調査過程で、当局が「調査着手前の反面調査」の違法性や単なる情報収取であると主張する根拠等の理論武装や質問検査における「誘導尋問」のに関する留意点等について若手職員に研修等で周知徹底がされていない実態が明らかになった。

(K
M)